

報告 1

三次市立中学校部活動外部指導員配置要綱の一部を改正する告示
について

三次市立中学校部活動外部指導員配置要綱の一部を改正する告示につ
いて、別紙のとおり報告します。

令和 2 年 1 1 月 1 8 日 提出

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

三次市教育委員会告示第35号

三次市立中学校部活動外部指導員配置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年11月5日

三次市教育委員会教育長 松村 智由

三次市立中学校部活動外部指導員配置要綱の一部を改正する告示

三次市立中学校部活動外部指導員配置要綱（平成19年三次市教育委員会告示第19号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「2,000円」を「2,037円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年11月5日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

（内払）

- 2 改正後の三次市立中学校部活動外部指導員配置要綱（以下「改正後の配置要綱」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の三次市立中学校部活動外部指導員配置要綱の規定に基づいて支給された報償費は、改正後の配置要綱の規定による報償費の内払とみなす。